

産業廃棄物収集運搬業許可証

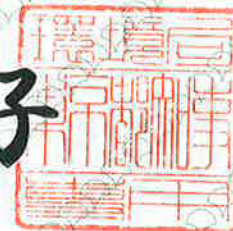
住所 東京都大田区東糀谷五丁目8番14号

氏名 株式会社伸栄産業
代表取締役 黒寄 篤幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成27年11月26日

許可の有効年月日 令和 2年11月25日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上12種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁
器くず、がれき類

(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(積替え保管に係る種類の限定は裏面のとおり)

(以上6種類)

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

施設所在地：東京都大田区東糀谷五丁目8番14号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時30分から21時30分までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 2年 11月 26日 新規許可

平成 27年 11月 26日 更新許可 第5回

令和 元年 9月 2日 変更届 積替え保管できる産業廃棄物の種類の追加、作業時間の延長、
保管場所の追加、保管量の増大

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



2 積替え保管施設

施設所在地：東京都大田区東糞谷五丁目8番14号

積替え保管面積：991㎡ 最大保管高さ：2.19m

産業廃棄物の種類	保管量
汚泥	ドラム缶1個 : 0.2 m ³
廃油	ドラム缶1個 : 0.2 m ³
ガラスくず・コンクリートくず及びびくず及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。)	プラスチックボックス9個 : 9.1 m ³
がれき類	プラスチックボックス1個 : 1.0 m ³
汚泥、金属くず (廃乾電池に限る。)	プラスチックペール缶5個 : 0.1 m ³
汚泥、金属くず (廃水銀電池 (水銀使用製品産業廃棄物) に限る。)	プラスチックペール缶1個 : 0.02m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光灯 (水銀使用製品産業廃棄物) に限る。)	ボックスパレット1台 : 1.1 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光・廃放電・廃HIDランプ (いずれも水銀使用製品産業廃棄物) に限る。)	ボックス1個 : 0.44m ³
保管量合計	:12.16m ³

(以下余白)